# 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 22 | 国民健康保険に関する事務 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 品川区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 東京都品川区長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和4年12月1日 |

［平成30年5月　様式3］

## 項目一覧


| |
|---|
| Ⅰ　基本情報 |
| Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 |
| （別添1）特定個人情報ファイル記録項目 |
| Ⅲ　リスク対策 |
| Ⅳ　開示請求、問合せ |
| Ⅴ　評価実施手続 |
| （別添2）　変更箇所 |

# Ⅰ　基本情報

| 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する事務 |
| ②事務の内容 | 国民健康保険法に基づき、以下の事務を行う。<br>①転出入等の異動情報を把握し、被保険者資格の管理および被保険者証の交付等を行う。<br>②所得情報および軽減等関連情報をもとに保険料算定を行う。<br>③保険料の収納状況を把握し、収納情報を管理する。<br>④保険料の滞納者に対する督促・滞納処分等を行い、滞納および収納情報を管理する。<br>⑤保険給付の支給および各種認定証の交付を行い、給付情報を管理する。<br><br>当区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一の30の項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。<br><br>・国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務<br>・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務<br>・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務<br>・国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務<br>・国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務<br>・国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第三項の保険料の賦課に関する事務<br><br>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。<br><br>＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞<br>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。<br>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 |
| ③対象人数 | [　10万人以上30万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 |

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

| | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 国民健康保険システム |
| ②システムの機能 | ＜資格・賦課＞<br>① 資格管理機能<br>国保資格の取得および喪失、世帯変更および資格区分の変更等の処理を行う。<br>② 資格照会機能<br>国保世帯の構成員情報、世帯主履歴、被保履歴、異動履歴、証交付履歴等の画面照会を行う。<br>③ 保険証関連機能<br>被保険者証等の出力および回収処理を行う。<br>④ 賦課処理機能<br>賦課計算、納入通知書出力、減免情報の入力、徴収方法変更等の処理を行う。<br>⑤ 賦課照会機能<br>国保世帯の賦課額および期別賦課額、賦課根拠等の賦課情報の照会を行う。<br><br>＜収納＞<br>① 収入金管理機能<br>窓口徴収、コンビニ収納データ、金融機関の入金情報を元に消込処理を行う。<br>② 口座振替管理機能<br>金融機関送付用のデータ作成、各種帳票の作成を行う。<br>③ 収納情報管理機能<br>納付義務者の収納状況表示、納付証明書の発行を行う。<br>④ 過誤納管理機能<br>過誤納データを元に過誤納金の充当・還付処理を行う。<br>⑤ 督促管理機能<br>督促状の発行、発行停止等の処理を行う。<br>⑥ 返戻・公示機能<br>住所不明などの返戻情報を入力し、公示送達処理を行う。<br><br>＜滞納＞<br>① 滞納情報照会機能<br>滞納者の検索及び滞納情報、処分情報を照会する。<br>② 滞納情報管理機能<br>滞納者整理状況、滞納者把握情報を管理する。<br>③ 催告管理機能<br>滞納者に対する催告書兼納付書を出力する。<br>④ 滞納整理情報管理機能<br>滞納者の整理情報（繰上徴収・納付委託・分割納付・徴収猶予）を登録・管理する。<br>⑤ 滞納処分管理機能<br>滞納者に対する処分の停止、時効の中断登録・管理を行う。<br>⑥ 換価・配当管理機能<br>公売対象の財産情報、公売対象財産の換価後配当金の計算、滞納金額への充当処理を行う。<br>⑦ 不納欠損管理機能<br>時効予定者、不納欠損者の登録管理を行う。<br><br>＜給付＞<br>① レセプト処理機能<br>レセプト情報及び柔整分審査結果情報の登録・更新を行う。<br>② 療養費処理機能<br>療養費申請書類出力、申請受付、支給処理を行う。<br>③ 高額療養費処理機能<br>高額療養費の計算、申請書の出力、支給処理を行う。<br>④ 出産育児葬祭費処理機能<br>出産育児一時金・出産育児受取代理・出産育児直接支払、葬祭費通知、申請受付、支給処理を行う。<br>⑤ 証処理機能<br>減額認定証、特定疾病受領証の登録更新、対象者の登録・更新を行う。<br>⑥ 不当利得処理機能<br>不当給付の通知、納付書、督促状、催告書出力処理を行う。<br>⑦ 差額処理機能<br>差額支給申請書の出力、申請受付、支給処理を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム<br>[ ] その他　（　） |

| システム2～5 | |
|---|---|
| **システム2** | |
| ①システムの名称 | 宛名システム |
| ②システムの機能 | ＜宛名情報管理＞<br>① 住民記録システムより連携された住民情報管理機能<br>住登者の情報の管理を行う。<br>② 住登外管理機能<br>住登外者の登録・変更・削除を行う。住登者の連絡先、個人番号の管理を行う。<br>③ 送付先管理機能<br>住登者、住登外者に対する送付先の登録・変更・削除を行う。<br>④ 記事情報管理<br>住登者、住登外者に特記事項がある場合に利用する記事情報の登録・変更・削除を行う。<br>⑤ 関連先管理<br>同一人物で違う宛名番号を関連元・関連先として関連付け・解除を行う。<br><br>＜宛名情報照会＞<br>① 宛名照会<br>住登者、住登外者の即時検索処理を行う。<br>送付先情報、関連宛名情報、記事情報の最新と履歴の照会を行う。<br><br>＜納期限情報管理＞<br>① 納期限管理<br>税目および年度ごとの納期限情報の登録・変更・削除を行う。<br><br>＜納付管理＞<br>① 口座の管理を行う上で必要となる金融機関情報の登録・変更・削除・表示を行う。<br>② 金融機関マスタファイルを取り込み、金融機関テーブルを最新化する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　[ ○ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他 （ 国民健康保険システム ） |
| **システム3** | |
| ①システムの名称 | 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） |
| ②システムの機能 | ① 宛名管理機能<br>既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。<br>② 統合宛名番号の付番機能<br>個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。<br>③ 符号要求機能<br>個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。<br>④ 情報提供機能<br>各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。<br>⑤ 情報照会機能<br>中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　[ ○ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他 （ 中間サーバー ） |

| システム4 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 中間サーバー |
| ②システムの機能 | ①　符号管理機能<br>　情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。<br>②　情報照会機能<br>　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。<br>③　情報提供機能<br>　情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。<br>④　既存システム接続機能<br>　中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。<br>⑤　情報提供等記録管理機能<br>　特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。<br>⑥　情報提供データベース管理機能<br>　特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。<br>⑦　データ送受信機能<br>　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。<br>⑧　セキュリティ管理機能<br>　セキュリティを管理するための機能。<br>⑨　職員認証・権限管理機能<br>　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。<br>⑩　システム管理機能<br>　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　 ] 庁内連携システム<br>[　 ] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　 ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　 ] 税務システム<br>[　 ] その他　（　　） |

| システム5 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(＊)」という。）<br>＊国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 |
| ②システムの機能 | 1．資格継続業務<br>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(＊)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。<br>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)<br>都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。<br>また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。<br><br>2．高額該当回数の引き継ぎ業務<br>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)<br>市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。<br>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)<br>転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。<br><br>3．オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供<br>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(＊)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。<br>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信<br>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。<br><br>＊ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 国民健康保険システム　） |

| システム6～10 | |
|---|---|
| **システム6** | |
| ①システムの名称 | 医療保険者等向け中間サーバー等 |
| ②システムの機能 | 「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）を有する。<br>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。<br><br>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。<br><br>(1)資格履歴管理事務に係る機能<br>（ｉ）資格履歴管理(評価対象)<br>・医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。<br>・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。<br>（ⅱ）オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)<br>・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。<br>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。<br><br>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能<br>（ｉ）機関別符号取得(※2)(評価対象外)<br>・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。<br>・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。<br>（ⅱ）情報照会 及び（ⅲ）情報提供（副本情報）(実施しないため評価対象外)<br>・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。<br>(ⅳ)情報提供（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）(※2)(評価対象外)<br>・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報（個人番号は含まない。）を提供する。<br>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。<br><br>(3)本人確認事務に係る機能<br>（ｉ）個人番号取得 及び（ⅱ）基本4情報取得(実施しないため評価対象外)<br>・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |

| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 国民健康保険情報ファイル | |
| **4. 個人番号の利用 ※** | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>（平成25年5月31日法律第27号）　第9条第1項　別表第1の30の項<br>　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条<br><br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>・番号法　第9条第1項（利用範囲）<br>　別表第1　項番30<br>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条<br>・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 |
| **5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※** | |
| ①実施の有無 | ［　　実施する　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>・第三欄（情報提供者）が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>・42項～45項<br><br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>・番号法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）<br>・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 |
| **6. 評価実施機関における担当部署** | |
| ①部署 | 健康推進部　国保医療年金課 |
| ②所属長の役職名 | 国保医療年金課長 |
| **7. 他の評価実施機関** | |
| ― | |

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|---|---|---|
| 国民健康保険情報ファイル | | |
| **2. 基本情報** | | |
| ①ファイルの種類 ※ | | [　　システム用ファイル　　]<br>＜選択肢＞<br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | | 当区の国民健康保険の加入者および資格喪失者で、個人番号を有する者 |
| | その必要性 | 被保険者の正確な住基情報や所得情報を把握し、保険料の賦課徴収・給付事務を行い、公平かつ適正な国民健康保険事務を行うため。 |
| ④記録される項目 | | [　　100項目以上　　]<br>＜選択肢＞<br>1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上 |
| | 主な記録項目 ※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[ ○ ] 連絡先（電話番号等）<br>[　] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[ ○ ] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[ ○ ] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報<br>[　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[ ○ ] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[ ○ ] その他　（ 口座情報　） |
| | その妥当性 | 識別情報<br>個人番号・その他識別番号 ： 対象となる個人を正確に特定するため。<br>連絡先等情報<br>4情報 ： 保険料賦課および保険給付を適正かつ的確に行うため。<br>連絡先 ： 世帯主等に届出内容の確認等の問い合わせを行うため。<br>業務関係情報<br>地方税関係情報・年金関係情報 ： 保険料計算や限度額認定を適正かつ的確に行うため。<br>医療保険関係情報 ： 資格管理および保険給付を適正に行うため。<br>口座情報 ： 保険料収納および還付を的確かつ適正に行うため。 |
| | 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成28年1月 |
| ⑥事務担当部署 | | 健康推進部　国保医療年金課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|---|---|---|
| ①入手元 ※ | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署　（ 税務課・戸籍住民課 ）<br>[ ○ ] 行政機関・独立行政法人等　（ デジタル庁 ）<br>[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 他市区町村 ）<br>[　 ] 民間事業者　（ ）<br>[ ○ ] その他　（ 東京都国民健康保険団体連合会 ） |
| ②入手方法 | | [ ○ ] 紙　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　 ] フラッシュメモリ<br>[　 ] 電子メール　[ ○ ] 専用線　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[　 ] その他　（ ） |
| ③使用目的 ※ | | 被保険者の資格管理・保険料賦課・保険料徴収・保険給付を適正かつ的確に行うため。 |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 国保医療年金課・地域活動課（各地域センター） |
| | 使用者数 | [　100人以上500人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | | ①資格に関する事務<br>・住民情報等により国民健康保険への加入・喪失・資格の変更等を行う。<br>②保険料の賦課に関する事務<br>・所得情報等の保険料算定根拠により、保険料算定を行う。<br>③給付に関する事務<br>・所得情報等により、保険給付割合・限度額区分の判定を行う。<br>④徴収に関する事務<br>・保険料算定情報等により、保険料の徴収および保険給付の一時差し止め等を行う。 |
| | 情報の突合 | ・特定個人情報の正確性維持のために、既存住基システムから個人番号を連携すると共に、宛名番号による突合を行う。<br>・保険料計算、賦課の実施および給付関連の判定を目的として、地方税関係情報と申請情報を宛名番号を用いて突合し、所得額を確認する。 |
| ⑥使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない<br>( 4 ) 件 |
| **委託事項1** | | 国民健康保険システム、宛名システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）の運用・保守 |
| ①委託内容 | | 国民健康保険システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等（平成28年1月1日～） |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] ＜選択肢＞<br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 富士通（株） |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、区が許可する。 |
| | ⑥再委託事項 | システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等 |
| **委託事項2～5** | | |
| **委託事項2** | | 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 |
| ①委託内容 | | ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。<br>なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。（平成30年4月1日～）<br>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。（令和2年11月1日～） |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] ＜選択肢＞<br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 東京都国民健康保険団体連合会 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。 |
| | ⑥再委託事項 | 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部（バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録）／サーバ等ハウジングなど。 |

<table>
<tr><td colspan="2">委託事項3</td><td>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">①委託内容</td><td>オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。（令和2年8月1日～）</td></tr>
<tr><td colspan="2">②委託先における取扱者数</td><td>[　　10人以上50人未満　　]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">③委託先名</td><td>東京都国民健康保険団体連合会<br>(東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">再委託</td><td>④再委託の有無　※</td><td>[　　再委託する　　]<br>＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない</td></tr>
<tr><td>⑤再委託の許諾方法</td><td>委託先の東京都国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、<br>再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。<br><br>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。<br><br>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</td></tr>
<tr><td>⑥再委託事項</td><td>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br>（国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用･保守業務」を含む）</td></tr>
</table>

| 委託事項4 | | 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 |
|---|---|---|
| ①委託内容 | | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。（令和2年8月1日～） |
| ②委託先における取扱者数 | | [　10人以上50人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 支払基金 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [　再委託する　]<br>＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。<br><br>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。<br><br>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 |
| | ⑥再委託事項 | 医療保険者等向け中間サーバー等の運用･保守業務 |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） | |
|---|---|
| 提供・移転の有無 | [ ○ ] 提供を行っている （ 18 ）件 [ ○ ] 移転を行っている （ 5 ）件<br>[ ] 行っていない |
| **提供先1** | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第2の1 |
| ②提供先における用途 | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下、「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |
| **提供先2～5** | |
| **提供先2** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第2の2 |
| ②提供先における用途 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |

| | |
|---|---|
| **提供先3** | 健康保険組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の3 |
| ②提供先における用途 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |
| **提供先4** | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の4 |
| ②提供先における用途 | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |

| | |
|---|---|
| **提供先5** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の5 |
| ②提供先における用途 | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |
| **提供先6～10** | |
| **提供先6** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の17 |
| ②提供先における用途 | 予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |

| | |
|---|---|
| **提供先7** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の22 |
| ②提供先における用途 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |
| **提供先8** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の26 |
| ②提供先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |

| | |
|---|---|
| **提供先9** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の27 |
| ②提供先における用途 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |
| **提供先10** | 社会福祉協議会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の30 |
| ②提供先における用途 | 社会福祉法による生計困難者に対し無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |

| 提供先11～15 | |
|---|---|
| **提供先11** | 日本私立学校振興・共済事業団 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の33 |
| ②提供先における用途 | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |
| **提供先12** | 国家公務員共済組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の39 |
| ②提供先における用途 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |

| | |
|---|---|
| **提供先13** | 市町村長又は国民健康保険組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の42 |
| ②提供先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |
| **提供先14** | 地方公務員共済組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の58 |
| ②提供先における用途 | 地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |

| | |
|---|---|
| **提供先15** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の62 |
| ②提供先における用途 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |
| **提供先16～20** | |
| **提供先16** | 後期高齢者医療広域連合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の80 |
| ②提供先における用途 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |

| | |
|---|---|
| **提供先17** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の87 |
| ②提供先における用途 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |
| **提供先18** | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の88 |
| ②提供先における用途 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書きに規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |

| | |
|---|---|
| **提供先19** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の93 |
| ②提供先における用途 | 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |
| **提供先20** | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第2の97 |
| ②提供先における用途 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |

| | |
|---|---|
| **移転先1** | 税務課 |
| ①法令上の根拠 | 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>（平成25年5月31日法律第27号）第9条第2項<br>2．品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 |
| ②移転先における用途 | 住民税賦課事務 |
| ③移転する情報 | 医療保険関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 随時 |
| **移転先2～5** | |
| **移転先2** | 子ども家庭支援課 |
| ①法令上の根拠 | 1．番号法第9条第2項<br>2．番号条例第4条第2項 |
| ②移転先における用途 | 医療費助成事務 |
| ③移転する情報 | 医療保険関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 随時 |

| 移転先3 | 高齢者福祉課 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 1．番号法第9条第2項<br>2．番号条例第4条第2項 |
| ②移転先における用途 | 介護保険料賦課事務 |
| ③移転する情報 | 医療保険関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 月次バッチ連携 |
| **移転先4** | 生活福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 1．番号法第9条第2項<br>2．番号条例第4条第2項 |
| ②移転先における用途 | 生活困難外国人保護事務 |
| ③移転する情報 | 医療保険関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 日次バッチ連携 |

| 移転先5 | 品川区保健所 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 1．番号法第9条第2項<br>2．番号条例第4条第2項 |
| ②移転先における用途 | 精神通院医療費助成 |
| ③移転する情報 | 医療保険関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 随時 |

## 6．特定個人情報の保管・消去

| | |
|---|---|
| 保管場所　※ | ＜システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置＞<br>・外部侵入防止対策　：　24時間有人監視、監視カメラの設置<br>・入退管理　：　ICカード＋手のひら静脈認証による入退管理<br>・不正持込、持出対策　：　金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。<br>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。<br><br>＜国保総合PCにおける措置＞<br>国保総合PCに登録した特定個人情報ファイル情報は、国保総合(国保集約)システムサーバのみに保存されることから、国保総合PC端末には保存されない。 |

## 7．備考

―

| | |
|---|---|
| **提供先21** | 独立行政法人日本学生支援機構 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第１９条第８号　別表第２の１０６ |
| ②提供先における用途 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 専用線<br>[　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙<br>[　　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより随時提供 |

## （別添1）特定個人情報ファイル記録項目

国民健康保険情報ファイル

＜宛名情報＞
宛名番号　個人番号　法人番号　世帯番号
氏名情報　生年月日　性別　続柄
住民となった年月日　住民となった届出年月日　住民となった事由
住民区分（日本人・外国人）　世帯主情報
現住所情報　住所を定めた年月日　住所を定めた届出年月日
前住所情報　転入元住所情報　転出先住所情報　消除情報
国籍　在留カード等の番号　在留資格情報　通称
処理停止情報　送付先情報　送付先履歴情報
相続人情報　相続人続柄情報　相続人履歴情報　記事情報　連絡先情報　口座情報

＜資格情報＞
宛名番号　記号番号　保険証番号　記号番号開始日　記号番号終了日
資格取得情報（取得日・届出日・取得事由）　資格喪失情報（喪失日・届出日・喪失事由）　資格異動情報（異動日・届出日・異動事由）
退職者受給情報（退職資格該当日・退職資格非該当日・退職裁定日・退職受給発生年月）
世帯情報　世帯主情報　世帯被保情報　世帯メモ情報　退職該当情報　学遠該当情報　老健該当情報　施設入所情報
個人証情報　高齢受給者証情報　介護適用除外情報　世帯負担割合情報　個人負担割合情報　滞納証情報　世帯被保年齢判定情報
旧国保被保険者情報　特定同一世帯所属者異動連絡票情報　旧被扶養者情報　旧被扶養者異動連絡票情報　非自発的失業者情報

＜資格履歴情報＞
世帯履歴情報　世帯主履歴情報　世帯被保履歴情報
退職該当履歴情報　学遠該当履歴情報　老健該当履歴情報　施設入所履歴情報
介護適用除外履歴情報　世帯負担割合履歴情報　滞納証履歴情報
特定健診被保険者マスタ情報　被保険者マスタ情報

＜賦課情報＞
宛名番号　記号番号　課税年度（相当年度）　調定年度（賦課年度）
基礎所得割額　基礎均等割額　基礎年税額　基礎減免額　基礎納付額
基礎退職所得割額　基礎退職均等割額　基礎退職年税額　基礎退職減免額　基礎退職納付額
支援所得割額　支援均等割額　支援年税額　支援減免額　支援納付額
支援退職所得割額　支援退職均等割額　支援退職年税額　支援退職減免額　支援退職納付額
介護所得割額　介護均等割額　介護年税額　介護減免額　介護納付額
介護退職所得割額　介護退職均等割額　介護退職年税額　介護退職減免額　介護退職納付額
期別賦課情報（月期別の賦課情報）　賦課被保情報（賦課時点の月別資格情報）
国保所得情報　減免情報　軽減情報　年金受給者情報　年金連携情報　年金連携履歴情報　仮徴収情報

＜給付記録情報＞
宛名番号　記号番号　給付記録番号　給付種別　審査年月　診療年月
支給区分　支給決定日　支給処理日　支給決定額　充当額　調整額　給付記録情報　療養費支給情報
高額明細情報　若年高額支給情報　高齢高額外来支給情報　高齢高額支給情報　高額支給情報　高額療養費償還払い情報
出産育児葬祭費情報　減額認定証情報　結核精神証情報　特定疾病証情報
不当利得情報　第三者行為情報　差額支給情報　償還払い情報　高額介護合算情報

＜年調定情報＞
税目　賦課年度　相当年度　記号番号　納税義務者番号　賦課異動理由　更正事由　更正日　通知書番号　年調定額

＜月期別調定情報＞
税目　賦課年度　相当年度　納税義務者番号　期別　月別　納期限　記号番号
個人基本種別　賦課異動理由　更正事由　更正日　完納日　最終納付日　最終収入日本税調定額
本税収入額　本税仮消込額　本税未納額　本税過誤納額　時効予定日　不納欠損処理日　不納欠損区分
催告書発付日　催告納期　口座振替区分　振替金額　口振不能理由　口座振替日

＜消込情報＞
税目　賦課年度　相当年度　納税義務者番号　分納回数　期月　通知書番号　領収日　収入日
納付区分　収納種別　消込金額　消込本税額　消込処理情報　仮消込情報　仮消込エラー情報

＜履歴情報＞
調定履歴情報　消込履歴情報　仮消込履歴情報　証明書発行履歴　充当履歴情報　還付履歴情報

＜その他収納管理情報＞
口座振替情報　返戻情報　返戻住所情報　過誤納情報　還付通知書情報　納付書情報
滞繰調定情報　滞繰異動情報　控除不足情報　処分情報

○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を市区町村国保の特定個人情報ファイルの記録項目へ追加する必要があります。

・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
・券面記載の被保険者証記号
・券面記載の被保険者証番号
・券面記載の氏名（漢字）
・券面記載の氏名（漢字）の読み仮名
・券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字）
・券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字）の読み仮名
・被保険者証裏面への性別記載の有無
・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

## Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 国民健康保険情報ファイル | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク:　目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・届出・申請等については、本人確認資料（身分証明書等）により本人確認を厳格に行うことで対象以外の情報の入手を防止している。<br>・庁内住民情報システムにおいては、あらかじめ定められた仕様により取得する情報が限定されているため、対象者以外の情報を取得することはシステム上できない。<br>・端末操作においては、静脈認証により操作者を限定し、入手できる情報を限定している。また、操作ログにより操作内容の確認ができることで、対象者以外の情報の入手を抑止している。<br>・職員の個人情報保護に関する意識向上の取り組み(e-ランニング研修)等を実施している。<br><br>＜国保連合会からの入手＞<br>国保総合PCにおける措置<br>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは、国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(＊1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはなく、配信されるデータについても国保連合会において、あらかじめ指定されたインターフェイス(＊2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。<br><br>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。<br><br>＊1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能。<br><br>＊2:ここでいう指定されたインターフェイスとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみ。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ・入手したデータは、アクセス制限付きのフォルダ等で管理することで漏洩を防止している。 | |

## 3. 特定個人情報の使用

| | | |
|---|---|---|
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から国民健康保険情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。<br>・国民健康保険システムには、国民健康保険業務に関係のない情報を保有しない。<br><br>＜国保総合PCにおける措置＞<br>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(＊)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。<br><br>＊：ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 |
| リスクへの対策は十分か | | [ 十分である ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | | |
| ユーザ認証の管理 | | [ 行っている ] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | ・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにIDを割り当て、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによる認証を行っている。<br>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。<br><br>＜国保総合PCにおける措置＞<br>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。<br>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。<br>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。<br>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。<br>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 |
| その他の措置の内容 | | － |
| リスクへの対策は十分か | | [ 十分である ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| ・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意することで抑止を図っている。<br>・専用ソフトウェアにより、外部媒体への読み書きができないよう端末を制御している。 | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　　] 委託しない |
|---|---|---|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | | [　　定めている　　] ＜選択肢＞<br>1) 定めている　　2) 定めていない |
| | 規定の内容 | 委託先に対して、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、特定個人情報を含む国民健康保険情報について、以下の点を遵守するよう契約している。<br>・直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また契約期間満了後も同様とする。<br>・個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。また第三者に提供してはならない。<br>・個人情報の全部または一部を許可なく複写し、または複製してはならない。許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないように処分しなければならない。<br>・個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、き損等の事故を防止しなければならない。<br>・契約を終了したときまたは委託者が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに返還しなければならない。<br>・委託者は、個人情報の管理状況について随時に立入検査または調査をし、必要な報告を求め、または委託事務の処理に関して指示を与えることができる。<br>・事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって報告し、委託者の指示に従わなければならない。 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない　4) 再委託していない |
| | 具体的な方法 | ・委託先と同等のリスク対策を実施する。<br>・なお、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。<br>　・秘密保持義務<br>　・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止<br>　・特定個人情報の目的外利用の禁止<br>　・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化<br>　・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄<br>　・従業者に対する監督・教育<br>　・契約内容の遵守状況について報告を求める規定<br>　等<br>・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。<br><br>＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞<br>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br>　・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br>　・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br>　・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br>　・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること<br>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 |
| その他の措置の内容 | | ― |
| リスクへの対策は十分か | | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている　2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
|---|
| ＜国保連合会における措置＞<br>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。<br>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。<br>・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。<br>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。<br>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。<br>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。<br>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。<br>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。<br><br>＜取りまとめ機関における措置＞<br>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | [　　] 提供・移転しない |
|---|---|
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・番号法で定められた事項および品川区情報公開・個人情報保護条例の定めに従いルールを遵守する。 |
| その他の措置の内容 | ― |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ― | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br>（※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。<br>（※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。<br>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。<br>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 | |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
|---|---|---|
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | ― | |
| 再発防止策の内容 | ― | |
| その他の措置の内容 | ― | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

**特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も随時行っている。
・ファイアウォールやIPS（Intrusion Prevention System）等で通信ログを取得している。
・クライアント運用管理ソフトウェアを導入し、クライアントPCやソフトウェアを一元管理している。
・端末から情報を抜き出せないよう媒体に出力できない仕様としている。
・OSには随時パッチ適用を実施している。

＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞
・国保総合PCにおける措置
・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。
・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能する。
・国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。
・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。
・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。

＜取りまとめ機関における措置＞
・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

| 8. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検　　[ ○ ] 内部監査　　[　　] 外部監査 |

| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | | [　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| | 具体的な方法 | ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。<br>・委託業者に対しては、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。<br>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。<br>・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。<br>・全庁的な研修として、eラーニングによる情報セキュリティ及び個人情報保護研修を行っている。<br>・住基ネット関係職員に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。<br><br>＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞<br>・教育事項：国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修<br>・教育頻度：年間1回程度<br>・教育方法：集合教育<br>・教育対象：職員および嘱託員<br>・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。<br>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。<br>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。<br><br>＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞<br>・教育事項：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの<br>・教育頻度：おおむね一年ごと<br>・教育方法：未定<br>・教育対象：特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者<br>・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。<br>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。<br>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。<br>＊「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第427号）」によるもの。 |

## 10. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜取りまとめ機関における措置＞
・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

## Ⅳ　開示請求、問合せ

| 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| ①請求先 | 〒140－8715<br>東京都品川区広町2丁目1番36号<br>品川区役所　健康推進部　国保医療年金課　保険事業係 |
| ②請求方法 | 本人が窓口または郵送で所定の様式により開示請求を申請する。 |
| ③法令による特別の手続 | ― |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | ― |
| **2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| ①連絡先 | 「1．①請求先」と同じ。 |
| ②対応方法 | 問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 |

## Ⅴ　評価実施手続

| 1．基礎項目評価 | |
|---|---|
| ①実施日 | 令和4年11月1日 |
| ②しきい値判断結果 | ［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］<br>＜選択肢＞<br>1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施）<br>3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施） |
| **2．国民・住民等からの意見の聴取【任意】** | |
| ①方法 | ― |
| ②実施日・期間 | ― |
| ③主な意見の内容 | ― |
| **3．第三者点検【任意】** | |
| ①実施日 | ― |
| ②方法 | ― |
| ③結果 | ― |

## （別添2）変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅰ 基本情報<br>（2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称） | ― | 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム（＊）」という。）<br><br>（以下 注釈については省略） | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出する |
| 平成29年4月1日 | Ⅰ 基本情報<br>（2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能） | ― | 1. 資格継続業務<br>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br>市区町村の保総合PCのファイル転送機能(＊)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。<br>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)<br>都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。<br><br>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務<br>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)<br>市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。<br>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)<br>転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。<br><br>（以下 注釈については省略） | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出する |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅰ 基本情報<br>(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続) | — | ・その他(国民健康保険システム)<br><br>に「○」 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出する |
| 平成29年4月1日 | Ⅰ 基本情報<br>(6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長) | 髙森 哲夫 | 三ツ橋 悦子 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出する |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元) | ・本人又は本人の代理人<br>・評価実施機関内の他部署<br>(税務課・戸籍住民課)<br>・地方公共団体・地方独立行政法人<br>(他市区町村)<br><br>に「○」 | ・本人又は本人の代理人<br>・評価実施機関内の他部署<br>(税務課・戸籍住民課)<br>・地方公共団体・地方独立行政法人<br>(他市区町村)<br>・その他<br>(東京都国民健康保険団体連合会)<br><br>に「○」 | 事前 | 重要な変更 |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法) | ・紙<br>・庁内連携システム<br>・情報提供ネットワークシステム<br><br>に「○」 | ・紙<br>・庁内連携システム<br>・情報提供ネットワークシステム<br>・専用線<br><br>に「○」 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出する |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無) | ・委託する<br>・1件 | ・委託する<br>・2件 | 事前 | 重要な変更 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2 ①委託内容） | ― | ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。<br>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出する |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2 ②委託先における取扱者数） | ― | １０人以上５０人未満 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出する |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2 ③委託先名） | ― | 東京都国民健康保険団体連合会 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出する |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2 ④再委託の有無） | ― | 再委託する | 事前 | 重要な変更 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2 ⑤再委託の許諾方法） | — | 再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出する |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2 ⑥再委託事項） | — | 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部（バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録）／サーバ等ハウジングなど。 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出する |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （6. 特定個人情報の保管・消去　保管場所） | ＜システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置＞<br>・外部侵入防止対策<br>　24時間有人監視、監視カメラの設置<br>・入退管理<br>　ICカード＋手のひら静脈認証による入退管理<br>・不正持込、持出対策<br>　金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。<br>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | （変更前の記載に加えて、以下を追記）<br><br>＜国保総合PCにおける措置＞<br>国保総合PCに登録した特定個人情報ファイル情報は、国保総合(国保集約)システムサーバのみに保存されることから、国保総合PC端末には保存されない。 | 事前 | 重要な変更 |
| 平成29年4月1日 | Ⅲ リスク対策<br>（2. 特定個人情報の入手　目的外の入手が行われるリスクリスクに対する措置の内容） | ・届出・申請等については、本人確認資料（身分証明書等）により本人確認を厳格に行うことで対象以外の情報の入手を防止している。<br>・庁内住民情報システムにおいては、あらかじめ定められた仕様により取得する情報が限定されているため、対象者以外の情報を取得することはシステム上できない。<br>・端末操作においては、静脈認証により操作者を限定し、入手できる情報を限定している。また、操作ログにより操作内容の確認ができることで、対象者以外の情報の入手を抑止している。<br>・職員の個人情報保護に関する意識向上の取り組み(e-ランニング研修)等を実施している。 | （変更前の記載に加えて、以下を追記）<br><br>＜国保連合会からの入手＞<br>国保総合PCにおける措置<br>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは、国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(＊1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはなく、配信されるデータについても国保連合会において、あらかじめ指定されたインターフェイス(＊2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。<br>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。<br><br>（以下　注釈については省略） | 事前 | 重要な変更 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅲ　リスク対策<br>(3. 特定個人情報の使用　リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク　リスクに対する措置の内容) | ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から国民健康保険情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。<br>・国民健康保険システムには、国民健康保険業務に関係のない情報を保有しない。 | (変更前の記載に加えて、以下を追記)<br><br>＜国保総合PCにおける措置＞<br>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(＊)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。<br><br>(以下　注釈については省略) | 事前 | 重要な変更 |
| 平成29年4月1日 | Ⅲ　リスク対策<br>(3. 特定個人情報の使用　リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク　ユーザー認証の管理　具体的な管理方法) | ・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証とともに生体認証による認証を行っている。<br>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。 | (変更前の記載に加えて、以下を追記)<br><br>＜国保総合PCにおける措置＞<br>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。<br>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。<br>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。<br>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 | 事前 | 重要な変更 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅲ　リスク対策<br>（4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保　具体的な方法） | ・委託先と同等のリスク対策を実施する。 | （変更前の記載に加えて、以下を追記）<br><br>・なお、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。<br>　・秘密保持義務<br>　・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止<br>　・特定個人情報の目的外利用の禁止<br>　・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化<br>　・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄<br>　・従業者に対する監督・教育<br>　・契約内容の遵守状況について報告を求める規定<br>　等<br>・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 | 事前 | 重要な変更 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅲ　リスク対策<br>(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置) | — | ＜国保連合会における措置＞<br>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。<br>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 | 事前 | 重要な変更 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅲ　リスク対策<br>(7．特定個人情報の保管・消去　リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置) | ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も随時行っている。<br>・ファイアウォールやIPS（Intrusion Prevention System）等で通信ログを取得している。<br>・クライアント運用管理ソフトウェアを導入し、クライアントPCやソフトウェアを一元管理している。<br>・端末から情報を抜き出せないよう媒体に出力できない仕様としている。<br>・OSには随時パッチ適用を実施している。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 | (変更前の記載に加えて、以下を追記)<br><br>＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞<br>国保総合PCにおける措置<br>市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。<br>・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能する。<br>・国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。<br>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。<br>・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 | 事前 | 重要な変更 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅲ　リスク対策<br>(9. 従業者に対する教育・啓発　従業者に対する教育・啓発　具体的な方法) | ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。・委託業者に対しては、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。・全庁的な研修として、eラーニングによる情報セキュリティ及び個人情報保護研修を行っている。・住基ネット関係職員に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。<br>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 | (変更前の記載に加えて、以下を追記)<br><br>＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞<br>・教育事項：国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修・教育頻度：年間1回程度・教育方法：集合教育・教育対象：職員および嘱託員・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。<br><br>＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞<br>・教育事項：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの・教育頻度：おおむね一年ごと・教育方法：未定・教育対象：特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。<br><br>(以下　注釈については省略) | 事前 | 重要な変更 |
| 平成31年2月1日 | Ⅰ　基本情報　6. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名 | 国保医療年金課長　三ツ橋　悦子 | 国保医療年金課長 | 事後 | |
| 平成31年2月1日 | Ⅴ　評価実施手続　1. 基礎項目評価　①実施日 | 平成27年9月1日 | 平成31年1月1日 | 事後 | |
| 令和2年2月1日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託<br>委託事項1、2 | 委託内容を記載 | 委託内容記載の文末に委託開始年月日を追記 | 事後 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年2月1日 | Ⅲリスク対策　3．特定個人情報の使用　リスク2　具体的な管理方法 | ・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証とともに生体認証による認証を行っている。 | ・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにIDを割り当て、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによる認証を行っている。 | 事後 | |
| 令和2年2月1日 | Ⅴ　評価実施手続　1．基礎項目評価　①実施日 | 平成31年1月1日 | 令和2年1月1日 | 事後 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅰ 基本情報<br>（1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の内容） | 国民健康保険法に基づき、以下の事務を行う。<br>①転出入等の異動情報を把握し、被保険者資格の管理および被保険者証の交付等を行う。<br>②所得情報および軽減等関連情報をもとに保険料算定を行う。<br>③保険料の収納状況を把握し、収納情報を管理する。<br>④保険料の滞納者に対する督促・滞納処分等を行い、滞納および収納情報を管理する。<br>⑤保険給付の支給および各種認定証の交付を行い、給付情報を管理する。<br><br>（以下　中略）<br><br>・国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務<br>・国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 | （変更前の記載に加えて、以下を追記）<br><br>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。<br><br>＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞<br><br>（以下　省略） | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年3月30日 | Ⅰ 基本情報<br>(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能) | 1. 資格継続業務<br>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(＊)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。<br><br>(以下 中略)<br><br>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務<br>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)<br>市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。<br>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)<br>転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 | (変更前の記載に加えて、以下を追記)<br><br>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供<br>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br>市区町村の国保総合PCのファイ転送機能(＊)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。<br>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信<br>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅰ 基本情報<br>(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称) | — | 医療保険者等向け中間サーバー等 | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅰ 基本情報<br>(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能) | — | 「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。<br>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。<br><br>(以下 省略) | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年3月30日 | Ⅰ 基本情報<br>(4. 個人番号の利用　法令上の根拠) | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>(平成25年5月31日法律第27号)　第9条第1項　別表第1の30の項<br>　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 | (変更前の記載に加えて、以下を追記)<br><br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>・番号法　第9条第1項(利用範囲)<br>　別表第1　項番30<br>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条<br>・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年3月30日 | Ⅰ 基本情報<br>(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠) | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br><br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106)<br><br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>・42項～45項 | (変更前の記載に加えて、以下を追記)<br><br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>・番号法 附則第6条第4項　(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備<br>　として機関別符号を取得する等)<br>・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託の有無) | ・委託する<br>・2件 | ・委託する<br>・4件 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　①委託内容) | ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。<br>　なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。(平成30年4月1日～) | (変更前の記載に加えて、以下を追記)<br><br>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。(令和2年11月1日～) | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項3) | ― | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項3 ①委託内容） | ― | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。（令和2年8月1日～） | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項3 ③委託先名） | ― | 東京都国民健康保険団体連合会<br>(東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する) | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項3 ④再委託の有無） | ― | 再委託する | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項3 ⑤再委託の許諾方法） | ― | 委託先の東京都国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。<br><br>(以下 省略) | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項3 ⑥再委託事項） | ― | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br>（国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用･保守業務」を含む） | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項4） | ― | 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項4 ①委託内容） | ― | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。（令和2年8月1日～） | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項4 ③委託先名） | ― | 支払基金 | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項4 ④再委託の有無） | ― | 再委託する | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項4 ⑤再委託の許諾方法） | ― | 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、<br>再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先へ<br>の立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び<br>再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基<br>金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確<br>認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様と<br>する。)。<br><br>(以下 省略) | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項4 ⑥再委託事項） | ― | 医療保険者等向け中間サーバー等の運用･保守業務 | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年3月30日 | （別添１）特定個人情報ファイル記録項目 | 国民健康保険情報ファイル<br><br>＜宛名情報＞<br>宛名番号　個人番号　法人番号　世帯番号<br>氏名情報　生年月日　性別　続柄<br>住民となった年月日　住民となった届出年月日<br>住民となった事由<br>住民区分（日本人・外国人）　世帯主情報<br>現住所情報　住所を定めた年月日　住所を定めた届出年月日<br>前住所情報　転入元住所情報　転出先住所情報　消除情報<br>国籍　在留カード等の番号　在留資格情報　通称<br>処理停止情報　送付先情報　送付先履歴情報<br>相続人情報　相続人続柄情報　相続人履歴情報　記事情報　連絡先情報　口座情報<br><br>（以下 省略） | （変更前の記載に加えて、以下を追記）<br><br>○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を市区町村国保の特定個人情報ファイルの記録項目へ追加する必要があります。<br>・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)<br>・券面記載の被保険者証記号<br>・券面記載の被保険者証番号<br>・券面記載の氏名（漢字）<br>・券面記載の氏名（漢字）の読み仮名<br>・券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字）<br>・券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字）の読み仮名<br>・被保険者証裏面への性別記載の有無<br>・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無<br>・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日 | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅲリスク対策　３．特定個人情報の使用　リスク2　具体的な管理方法 | ＜国保総合PCにおける措置＞<br>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。<br><br>（以下 省略） | （変更前の記載に加えて、以下を追記）<br><br>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年3月30日 | Ⅲリスク対策　4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>具体的な方法 | ・委託先と同等のリスク対策を実施する。<br>・なお、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。<br><br>（以下 省略） | （変更前の記載に加えて、以下を追記）<br><br>＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞<br>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br>　・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br>　・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br>　・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br>　・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること<br>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅲリスク対策　4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ＜国保連合会における措置＞<br>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。<br><br>（以下 省略） | （変更前の記載に加えて、以下を追記）<br><br>＜取りまとめ機関における措置＞<br>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。 | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年3月30日 | Ⅲリスク対策　7．特定個人情報の保管・消去　特定個人情報ファイルの保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も随時行っている。<br>・ファイアウォールやIPS（Intrusion Prevention System）等で通信ログを取得している。<br><br>（以下 省略） | （変更前の記載に加えて、以下を追記）<br><br>＜取りまとめ機関における措置＞<br>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。 | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅲリスク対策　9．従業者に対する教育・啓発　具体的な方法 | ＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞<br><br>（以下 省略） | （変更前の記載に加えて、以下を追記）<br><br>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅲリスク対策　9．従業者に対する教育・啓発　具体的な方法 | ＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞<br><br>（以下 省略） | （変更前の記載に加えて、以下を追記）<br><br>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅲリスク対策　10．その他のリスク対策 | ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br><br>（以下 省略） | （変更前の記載に加えて、以下を追記）<br><br>＜取りまとめ機関における措置＞<br>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。 | 事前 | |
| 令和2年3月30日 | Ⅴ　評価実施手続　1．基礎項目評価　①実施日 | 令和2年1月1日 | 令和2年3月30日 | 事前 | |
| 令和2年5月20日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項3　②委託先における取扱者数） | ― | 10人以上50人未満 | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年5月20日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項4<br>②委託先における取扱者数) | — | 10人以上50人未満 | 事前 | |
| 令和3年3月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(6. 特定個人情報の保管・消去　保管場所) | ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 | ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバー･プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 | 事前 | |
| 令和3年3月1日 | Ⅲ リスク対策<br>(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク1: 目的外の入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容) | (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 | 事前 | |
| 令和3年3月1日 | Ⅲ リスク対策<br>(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク2: 不正な提供が行われるリスク　リスクに対する措置の内容) | ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 | ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 | 事前 | |
| 令和3年3月1日 | Ⅲ リスク対策<br>(9. 従業者に対する教育・啓発　従業者に対する教育・啓発　具体的な方法) | ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。<br>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 | ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年11月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元） | ・本人又は本人の代理人<br>・評価実施機関内の他部署<br>（税務課・戸籍住民課）<br>・地方公共団体・地方独立行政法人<br>（他市区町村）<br>・その他<br>（東京都国民健康保険団体連合会）<br><br>に「〇」 | ・本人又は本人の代理人<br>・評価実施機関内の他部署<br>（税務課・戸籍住民課）<br>・行政機関・独立行政法人等<br>（デジタル庁）<br>・地方公共団体・地方独立行政法人<br>（他市区町村）<br>・その他<br>（東京都国民健康保険団体連合会）<br><br>に「〇」 | 事前 | |
| 令和4年11月1日 | Ⅰ基本情報<br>Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>（添付）提供先２１<br>※全22ヶ所 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | 法改正に伴う修正（項ずれ） |
| 令和4年11月1日 | Ⅴ評価実施手続<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日 | 令和2年5月20日 | 令和4年11月1日 | 事後 | |